

源 頼 朝 論

中 村 直 勝

判官最良（ほうがんびいき）と言う言葉がある。九郎判官義経悲惨の最後を惜しみ、同情し、源義経こそ国民的英雄であるかに持ち上げる庶民の心意気である。

その反対に、あれだけの軍功を樹てた弟を討伐して死に追い込んだ源頼朝を、天下第一の佞人であるかに、取扱わんとする文学がある。

義経に対する同情は、頼朝の時代に、既に、世間の片隅には在った事であるが、それが、一躍脚光を浴びて、遂に義経をして理想的人物であるかに祭り上げたのは、江戸時代の劇作者かも知れない。

室町時代に出来たと思われる『義経記』や『十二段物語』が、義経の後半生に同情の筆を運んだ事が、糸を引いて、その流れを汲んだ歌舞伎作者によりて、耻しいほどの人気者に、されてしまったのである。

江戸幕府が、世道人心を指導する一つの方針は、勸善懲悪であった事と、江戸時代人、殊に江戸児の考え方が、極めて単純で、すべての物事を解するに、善であらざれば悪であり、非であらざれば是であるという、二つの世界しかなかった事によりて、育て上げられた結果、善玉義経と悪玉頼朝とを、対照的存在と認めることになった。一人が善ならば、もう一人は悪でないと、片附かないのである。両者ともに善であり、両者共に悪であるということは、認容されなかった。

主従の恩誼を主眼とした封建制度の時勢においては、已むを得ない教育方針であったかも知れない。明闇厚薄。容れ物は両箱しか無い。

二

判官鼻肩は江戸兎の構築した世界であった。上の命ずる所には絶対に服従しなければならぬ封建制度の時勢。しかも、上に立つ政治家は、武士の存在のみしか念慮に無く、町人百姓をば、在って益なきもの、と見做した時代。虐げられ、圧えられた町人百姓が、口にする事の出来ない不平不満を漏らし得るのは、歌舞伎の舞台だけであった。

判官鼻肩は、こうした素地で、育て上げられた。そして、それが江戸時代の文学者から明治時代の史学者に受けつがれ、義経英雄伝は国民精神を培養する教科書となった。判官鼻肩は、いまもなを国民精神の中に、強く生きておる。いまここで、それを悪ざまに言う気はない。

三

日本歴史上下二千六百年の上半、千三百年間は、殆んど空白の時代であって、歴史らしい歴史の判るのは、聖徳太子の頃以降の、千三百年である。その千三百の約半分、六百五十年は、頼朝によりて樹立された武家幕府が中心となって、展開した歴史の頁であった。

日本道徳の一本の大筋と言われる武士道なる道徳は、平家時代にはまだ生れていない。頼朝の旗下で、生れ育った道であった。

とすれば、今日のわれわれに最も近い時代の六百五十年と、日本道徳の精華と言われる武士道とが、所謂倭人頼朝の落胤であったのかと思うと、一沫の淋しさが起る。と言えば年少的な文学的な感傷であり、決して冷静なる歴史学的な感覚でない、と批判されるかも知れないが。

併し、そうした気分は、可なり濃厚に学界にも底流れておる。頼朝論義経論は、いろいろの場合に、いろいろの学説によりて試みられ、いろいろの文学者によって取扱われた。もう今更らしく、口を挟む余地はないかも知れない。そして新らしげに口を挟んで見ても、結論は、既に言い古されたことで、新らしい見解は出ないものかも知れないのに、この一文を草せんとするには、一つの訳がある。

四

というのは、従来の歴史家が史論をする時に、なるべく自己の主観を捨てて、客観的な見地に立ち、公正な評言を出したいと努め、出来るだ

け根本史料を漁りて、それによりて立論しようとして来たのであったが、その根本史料というのは、多くの場合、その人が日録した日記であるとか、発信した文書とか、に依ろうとし、萬やむを得なければ、その時代に出来た歴史書に基こう、としたものであった。それは、史学の原則に依ったものであり、史学の正道である。併し、文字に記したものが、果してその人の心のままを、残したものであろうか。

もう少し根本的に、その人の口から、その人の声を聞いて、その口調の強弱、音声の高低をわが耳に訴えて、その人の心の起伏、言葉の裏に隠れておる言外の意、というものを掴むことは、出来ないものかと思ひ、希うて多年、あれこれと工夫して見た。

五

案出した方法は、その人の出した書状を毎夜毎朝、心閑かに音声を揚げて読んで見る事であった。一通の書状を五六十度、大きな声を出して読み返し、読み返して見ると、目で読んだ時には、思いも及ばなかったその人の胸の動悸が、響いて来る。

立腹しつつ書いた手紙か。泣いたような口調であるが、本心では喜んでおる手紙か。これを言いたいのであるが、言わぬが花と、肚に収めたものか。が、何となく、浮び出て来る。

その人の面前に坐って、その人の口ずからの意見を、聞くような思ひがする。幻想ではない。学に従う者の心の訓練である。

そうした事の一つの試みとして、いまここに、この一文を草して見た。史学の道の脇道かも知れないが、横道ではあるまい。

それについて撰び出したのは、誰も知って居るであろう頼朝の書状二通と、義経の腰越状とである。三通ともに『吾妻鏡』に収録されている。

六

その第一通は『吾妻鏡』の元暦二年正月六日に収めてあるもので、十一月十四日（元暦元年）の範頼の書状に対する頼朝の返事書状である。

元暦元年（一一八四）二月八日。一谷にあった平家の本陣は敗れ、平家一門、宗盛二位尼（清盛女、徳子）以下は、安徳天皇を奉じて逃れ、屋島に本営を移した。それから約一年、源氏は四国に渡るべき軍船の用意に腐心した。

鎌倉に在った頼朝は、弟の三河守範頼に命じて、京都を発して西国に赴かした。九月二日の事であった。瀬戸内海沿岸地域を堅めしめんが

ためである。

長門周防地域にやって来た範頼が、更に九州に渡り、筑前豊前に兵を進めんとするには、源氏の手許に軍船は無いし、兵糧の欠乏も甚しいことを、度々鎌倉に訴えた。

周防から筑前豊前豊後方面の武士には、源平の勝敗が明らかでない上に、まさか平氏の運命が壇浦で終ろうとは予想しなかった。範頼の采配に応ずる者が少かった。それで十一月十四日範頼は手紙を書いた。

筑紫には兵船が無いのみならず、兵糧も乏しいので、東国の兵士は、戦う勇氣も失せ、つい本国を恋慕うて逃げ帰るもの過半に達する事情と、その上、当地では軍馬にも事欠くので、現地で徴発をせんとするが、それにも現地人はなかなか応じない、如何すべきかと、苦慮の程を、認めて、使者に持たせた。

それに対する頼朝の手紙が、即ちこれである。

十一月十四日御文、正月六日到来、今日、自是、脚力を立とし候つる程に、此脚力到来、仰遣たるむね、委承候畢。筑紫の事、などか従ハざらんとこそ、おもふ事にて候へ、物騒しからずして、能々国に沙汰給べし、かまへてかまへて国の者共に、にくまれずしておハすべし。馬事、誠にさるべき事にてハあれども、平家ハ常に傾城うかがふ事にてあれバ、もし、をのづから道にて被押取などしたらん事は、聞耳も見苦しき事にてあらんずれバ、つかハさぬ也。又、内藤六が周防のせいを以、志をさまたげ候、以外事也。当時は、国の者の心を破らぬ様なる事こそ、吉事にてあらんずれ。又、八島御座(おわす)大やけ(公)、並に二位殿、女房たちなど、少もあやまちあしざまなる事なくて、向へ取、申させ給べし。かくとだにも披露せられバ、二位殿などハ、大やけをぐしまいらせて、向さまに、おハする事も有らん。大方ハ、帝王の御事、いまに始め事なれども、木曾は、やまの宮、鳥羽の四宮討奉せて、冥加つきて失にき。平家又三條高倉宮討奉て、加様にうせんとする事也。されバ、能々したためて、敵をもらさずして、閑に可被沙汰也。内府は極て憶病におはせる人なれば、自害などはよもせられじ、生取に取て京へぐして上べし。さて世のすゑにも云伝てあらば、いま少吉事也。返々、此大やけの御事、おぼつかなき事也。いかにもいかにもして、事なきやうに、さたせさせ給べし。大勢共にも、此由をよくよく仰合られ候べし。穴賢穴賢。さては、侍共に構々心々ならずして、有べきよ

し、能々、被仰べし、構々（かまえかまえ）て、筑紫の者どもに、にくまれぬやうに、ふるまはせ給へし。坂東の勢をば、はね（翼）として筑紫の者共をもて、八島をば責させて、無念やうに、閑に沙汰候べし、敵は、よはくなりたりと、人の申さんに付て、敵あなづらせ給ふ事、返々、有べからず、構々、敵をもらさぬ支度をして、能々したためて、事を切せ給へし。猶々、返々、大やけの御事、ことなきやうに沙汰せさせ給へき也。

二月十日之比には、一定、船をば上ずる也。佐々木三郎筑紫へは下さがりたるにて、下して備前の児島をば責落たる也。構々て、いかにも物騒しからずして、閑に軍しおほすべし。侍共の事、是により、かれによりなどして、ささやきなどして、人に、見うとまれ給べからず。又、路々の間、なくなりたるなど、京より方々にうたへ申せども、さほどの大勢の軍糧料にて上らざりしかば、争かは、さなくて有べきとおもふなり。坂東にも、其後別事もなし。少も騒事候はず。委は此雑色に仰候ぬ。恐々。

千葉介、事に軍にも高名してけり。大事にせられ候べし。正月六日（本文、別行）

浦殿

仮名書状であるから、読み易いけれども、現代文とは文脈が違うので、仮名を漢字に改め、言葉に文字を充てて見ると、次のようになる。

十一月十四日の御文、正月六日到来、今日、是より脚力を立んとし候つる程に、此の脚力到来、仰せ遣したる旨、委く承り候畢ぬ。筑紫の事、なか従はざらんとこそ、思ふ事にて候へ、物騒しからずして、能く能く、国に沙汰し給へし。構えて構えて、国の者共に、憎まれずして、御座（わ）すべし。馬の事、誠にさるべき事にては在れども、平家は常に傾城窺ふ事にてあれば、若し、自ら、道にて押取などしたらん事は、聞く耳も見苦しき事にてあらんずれば、遣わさぬ也。又、内藤六が、周防の勢を以て、志を妨げ候、以つての外的事也。当時は、国の者の心を破らぬ様なる事こそ、吉事にてあらんずれ。又、八（屋）島に御座（おわ）す大やけ（公）並に二位殿女房達等、少も過ち悪様なる事なくて、迎え取り申させ給へし。かくとだにも披露せられれば、二位殿などは、公を供し参らせて、迎え様に御座する事も有らん。大方は、帝王の御事、今に始めぬ事なれども、木曾は山の宮鳥羽の四宮討たせ奉りて、冥加尽きて失せにき、平家また三条高倉宮討奉りて、加様に失

せんとする也。されば能く能く認めて、敵を漏さずして、閑(しづか)に沙汰せらるべき也。内府は極めて憶病におはせる人なれば、自害などは、よもせられじ、生捕に取て、京へ供して上るべし、さて世の末にも言い伝えてあらば、いまま少し吉き事なり。返々、此の公の御事、覚束なき事也、如何にも如何にもして、事なき様に沙汰せさせ給べし。大勢どもにも、此の由を、よくよく仰せ含められ候べし、穴賢、々々。扱は侍共に構えて構えて、心々ならずして有べき由、能く能く仰せらるべし。構え構えて、筑紫の者どもに、憎まれぬやうに、振舞はせ給べし。坂東の勢をば翼として、筑紫の者共を以て、屋島をば攻めさせて、念なき様に、閑かに沙汰候べし。敵は弱くなりたりと、人の申さんに就て、敵蔑らせ給ふ事、返々、有べからず。構えて構えて、敵をもらさぬ支度をして、能く能く、認めて、事を切らせ給べし。猶々、返々、公の御事、事無きやうに沙汰せさせ給べき也。

二月十日の頃には、一定、船をば上げんずる也。佐々木三郎、筑紫へは下りさがりたるに依て、下して備前の児島をば攻落たる也。構えて構えて、如何にも物騒しからずして、閑かに軍し仰すべし。侍共の事、是に依り、彼に依りなどして、嘶きなどして、人に見うとまれ給べからず。又、路々の間、なくなりたるなど、京より方々に訴え申せども、左程の大勢の軍の糧料にて上らざりしかば、争かは、左なくて有べきと思ふなり。坂東にも其後、別事もなし。少も騒ぐ事候はず、委しくは、此の雑色に仰せ含め候ぬ。恐々。千葉介、殊に軍にも高名してけり。大事にせられ候べし。

この一文の内容は次の四点に絞れる。

第一は筑紫在地武士農民取扱。第二は屋島安徳天皇に対する事。第三は宗盛の事。第四は軍船の事である。第一と第二とは後に詳しく言うこととして、第三と第四とから、説明して見る。

第三の内府(宗盛)は極めて臆病者だから、自害は致すまい、生捕にして京へ供し帰れ、と言っておる。果してその通り、三月廿四日壇浦合戦での捕虜の第一号は宗盛であった。

第四の船の事は、二月十日の頃には軍船を送るからと言っておる事であるが、この年即ち元暦二年正月廿六日は八十二艘の船によって範頼は北条小四郎、足利義兼以下宗徒の武士三十七騎を伴うて、赤間関から豊後国に渡っておるのを見ると、ここに言う通り二月には船は揃うたので

あろう。壇浦合戦では平家の船五百余艘に対して源氏の船は八百四十余艘と註記されておる。この中には義経の率いておった船が大半以上であつたらうが。

七

さて第一の点である。

中国四国西国の武士や住民は、平家に就いては相当の知識を有する。平氏は清盛の祖父正盛以来瀬戸内海沿岸諸国の国守を歴任しておつたから、西国の武士仲間でも、その實力は知っておる。それに対して、関東から急に興つて西上して来た源氏に対しての因縁は浅い。平家が、そう簡単に敗北しようとは思われないので、範頼が軍兵を伴つて入国して来たけれども、筑紫方面では歓迎してくれよう筈はない。寧ろ敵対する気分であつたらう。その上に範頼の人も充分の用意があつてではなかつた。一谷が陥つて平家が屋島に退き、その裏面に瀬戸内海の培つた力あるべきが察せられ、平家は屋島の次は中国西海を目差すかも知れないから、その退路を約する必要を、感じての進兵であつた。東国軍に取りては、船無く糧道の絶えたる事が、平家以上の強敵である事を認めた。範頼は現地徴発を考えたのであろう。

その提案に対する頼朝の返事は、(1)筑紫の者共が源氏の命に従わぬという事は、あろう筈はないから、心急がず騒ぐ、腰を落着けて沙汰するように。構えて構えて国の者に憎まれぬように処置すべきである。若し源氏の軍兵に横取された、というような噂でも立てば見苦しいから、決して左様の事はせぬように。平家は常に社会を動乱せしめ、その隙に乗じて、京都を再び占領しようとしておるものであるから、と言って、厳しく軽挙盲動、特に駐在兵士の狼藉を戒め、(2)において国の者の心を破らぬ事こそ吉事たらんと断じ、更に(3)において筑紫の者に憎まれぬように振舞うべきを強調しておる。それにつづいて(4)で屋島攻撃は筑紫の者をして攻撃の正面軍たらしめ、関東勢は予備兵か脇軍(翼)に廻し、筑紫兵が残念に思わぬように軍功を樹てさすべきであると、用兵の事にまで及んでおる。

恐らく此の時の頼朝の作戦では(まさか義経が屋島を背後から襲うてかかるとは考えなかつたので)屋島の沖で海戦とならうが、そのとき、海船用兵に充分の自信なき源軍は、海戦に馴れておる鎮西兵を正面に位さして、平家の軍船と戦わしめようとする策であつたらしい。皮肉に言え、源氏の兵を失わないで効果を挙げる作戦である。現在の戦術そのままである。巧妙と言えよう。

それよりも、ここで最も注目すべき点は、国の者共に憎まれぬようにすることを厳命しておる点であろう。これは天下を掌握せんとする者の必ず心得べき政道である。

寿永三年（元暦元年、一一八四）三月日高野山金剛峰寺から、寺領たる紀伊国阿弭河庄が寂楽寺から無道に押領された事を、在京せる義経に愁願したことがあった。義経は、それに答えて「尤も不便なり、早く無道の狼藉を停止すべく沙汰するであろう」と返事を与え、「若し又、申すべき仔細あらば」遠慮なく申出るようにと、親切な言葉を使った。

それに続いて七月二日鎌倉からは下文が出て、寂楽寺の非法を止め、旧の如く金剛峰寺領たるべきを承認された。義経の処置は迅速に効果を示した。

寺家では欣然たる思いであった。義経の返事ある文書の端裏に「九郎御曹司、外題被成解状」と認めて、義経の厚意を感謝しておる文書が高野山に現存するが、これも、国の者共に憎まれぬように振舞わんとする頼朝の治世方針が現われた一閃である。必ずしも義経の威力で、この好果を収めたと言いつい切れないのではないか。

頼朝の政治観を覗く窓の一つである。

八

第二の点は屋島に行在所を設けられた安徳天皇に対して、源氏はどの様な態度を以って臨むべきかの問題である。これが最も重要な眼目である。

(5)のところで屋島に御座ある天皇（大やけ「公」の文字を使っておる）と二位殿（高倉天皇の中宮、安徳天皇の御母。建礼門院徳子。平清盛の女）以下女房どもを、少しの過失もないように、失礼をせぬように、源氏の陣へ迎えるべきである事を、大きな声で叫んでおるのである。充分の敬意を払い、帝王の尊厳を犯さない様にして、奉戴する事さえ明らかになれば、二位殿は天皇を抱いて、向うの方から、源氏の方へ出懸けられる事になるかも知れない、という観察を下しておる。

(6)帝王に対しては、今に始めぬ事ながら、木曾義仲は鳥羽上皇の四宮や以仁王の王子北陸宮（天台座主真性、山の宮ともいう）を、討ち奉っ

て、冥加に尽きて亡んだ。平家また高倉宮以仁王を宇治で殺したことがあるので、将に滅亡の一步手前に立ってをる。

と言って安徳天皇に向って弓を引いてはならない事を、懇々と説いておる。それから宗盛の事を言った後で、言葉を改めて、返す返す心配なのは天皇の御事であるが、何としても、何とかして、無事にお迎えするように取扱いたい。大勢の軍兵どもにも、この心得を、よくよく申聞かせてほしい。穴賢々々。言葉に上せるのも畏入ると言って、謹慎の極みを示しておる。それでも満足が出来ない、安心が出来ない。三度も返々と、言葉を重ねて、公の御事は、何としても無事にお座（わ）するように取計らうべきであることを言い聞かせ、「給ふべき也」と強い、はっきりとした口調で、厳命しておるのである。

頼朝がどのような態度で、安徳天皇に対しておるか。この際によく考えて見る必要がある。

九

寿永二年（元暦元年の前年——一八四三）七月廿五日平宗盛は安徳天皇並びに神器を奉じて京都を出た。西海に赴いた。京都には帝王が御座さぬので、帝都でない事になった。帝王の御座さぬ京都という事は考えられないので、後白河上皇は皇孫に当る高倉天皇第四皇子尊成親王（玉算四歳）を、皇位に即けること事を仰せられた。神鏡劍璽は安徳天皇の御許にあった。壇浦合戦の済んだ後、文治元年（一八四五）四月廿五日に内侍所以下が大内に還った日まで、新帝後鳥羽天皇の御所には三種神器は缺けておったのである。

となれば、三種神器を具戴し給うを以て天位のしるしとしておる我国の皇位継承法では、何と云っても安徳天皇が正統の天皇である。

源頼朝は、この帝位思想に基いて、安徳天皇を以って天皇と仰ぐのであり、従って後鳥羽天皇を認めないのである。京都においては安徳天皇の年号が改元されて、後鳥羽新帝の元号たる元暦元年となっても、頼朝は元暦を用いないで、安徳天皇の元号寿永を用いておるのである。

頼朝の法理は、屋島の安徳天皇が天皇である以上、それに向って弓箭を向けるものは逆賊なのである。公に向って弓を引くものは、すべて滅亡するのが、国史の照道であり、国家の道徳である。

だから、公を源氏の陣に迎えないで、鉾を向ける事は、君臣順逆の道に外れる。どうしても我が陣営に奉迎すべきである。

頼朝はこの法理上に立って、屋島に向うべきを、繰り返し繰り返し頼朝に命じたのである。くどいほど度を重ねて訓戒し、頼朝には判ってお

るであろうが、軍兵の中には、思い違いのものもあるかも知れないから、末々端々、大勢のものにまで、此の趣旨を徹底さすようにと訓え、命じ、導いたのであった。

恐らく頼朝はこの大方針を義経にも訓諭しておるのであろう。

義経はこの年二月十七日の暴風に乗じて阿波の勝浦に渡り、吉野川筋を西進、二月十九日屋島を背面から攻め込み、陥れ、やがて三月廿四日壇浦の大勝を博したのであった。

安徳天皇は按察局が抱き奉って入水し、宝劔は二位禪尼徳子が奉載して浪間に身を隠したのであった。

結果は、義経は直接自分の手を下したのではないが、天皇入水に追い込んだ事になる。全く義経の行為は逆賊叛徒の罪に当る。この点で義経は反逆第一号者であると断言したいのが、私の持論である。

もし、滅多にそのような事はあるまいが、義経の軍功を頼朝が認め、褒賞でも与える日あらば、頼朝も反逆者に同じたことになるのであって違勅の罪に処すべきである。

頼朝は義経をして腰越より鎌倉に近附くことを許さなかった。逆徒義経を咎めたのであった。決して義経の戦功、人望を妬んで取った態度ではない。

頼朝の態度は是認すべきであり、武士道は国家反逆者の踏むべき道でないことが、明白になった。武士道の精華は、ここで太陽の葩を開いた。

九

寿永三年（一一八四）二月七日一谷合戦後、平家は直ちに屋島に退いたが、これは、源氏に取っては、意外な退路であつたらしい。平家は播磨路から山陽道を西奔するであろうと予想し、海上逃奔には備えておらなかつた。屋島への退却は意外であつた。

頼朝の策戦は動揺した。在京の諸将士も動揺した。源軍の手には海を渡って四国に向う兵船が無かつた。平家の作戦が勝っておるかに見えた。京洛には松々の風聞が流れた。木曾義仲の妹という女が美濃から上京して来た。奸曲の輩、これを幸に、この女の許に聚って何等かの不穩を

企てるらしい噂も流れた。在駐関東武士は必ずしも紳士ばかりではなく、武威に募って狼藉を働くものも無いとは言えない。事に依ると、関東武士の非法でなくとも、すべての横暴を関東武士の粗野に被せる術もあったかも知れない。

地方の者に憎まれ嫌われることは、頼朝が最も避けようとした点であった。在洛関東武士狼悖の噂には頼朝は人並以上に、神経を尖らせた。頼朝は典膳太夫久経と近藤七国平の二人を使として、近畿平定に西上させたついでに、公卿の中で最も信頼しておる中納言藤原経房に宛て、書状を出し、経房から後白河上皇への奏上を希うた。

その書状は次の通りである。

武士之上洛候事者、為令追討朝敵候也、朝敵不候者、武士又不可令上洛、武士又不令上洛者、不可致狼藉候歟、而敵人隔海之間、于今不遂追討、経廻之武士、国々庄々、無四度解事、其聞多候、仍追討以後、可令沙汰之由、虽存思給候、近国者、為令糺定、使者二人所令上候也、其以前不覚者候、只守院宣、相副御使、為廻行計候、不然者、令進退候者、定似自由之沙汰候歟、募頼朝威、武士濫妨事、令停止候之許也、子細勒状給使者候畢、以此旨、可令申沙汰給候、恐々謹言

三月四日

頼朝

謹上 藤中納言殿

読み馴れぬ人のために、読み易き様に仮名交りに改めて見ると、

武士の上洛の候事は、朝敵を追討せしめんがために候。朝敵、候はざれば、武士また上洛せしむべからず、武士また上洛せしめざれば、狼藉致すべからず候か、而も、敵人は海を隔つるの間、于今、追討を遂げず、経廻の武士、国々庄々、四度解（しどけ）なきの事、其の聞え多く候、仍て追討以後、沙汰せしむべきの由、存じ思ひ給ひ候と虽も、近国者糺定せしめんがために、使者二人、上洛せしむる所なり。其の以前は覺えず候、只院宣を守り、御使に相副い廻行する計りに候、然らざる者、進退せしめ候ば、定めて自由の沙汰に似て候か、頼朝の威に募

り、武士濫妨事、停止せしめ候ばかり也、子細は状に勅し、使者に給し候畢ぬ。此の旨を以って、申沙汰せしめ給ふべく候。恐々謹言

この書状は直截明白に上皇に抗言しておる。そもそも、武士が入洛しておるのは、朝敵たる平家追討を頼朝に下命されたので、やむを得ず上洛在京しておるのである。朝敵さえ無ければ武士の上洛は不必要であるし、上洛の事さえ無ければ、狼藉の事あるべきではない。しかも平家はいま海を隔てた所におるので、容易に追討が果せず、ために、うろろろする武士が諸国に現われた。これは全く締りのない（しどけなき）事にて、頼朝の耳にも達しておる。追討の事さえ果してしまえば、必ず厳しく取締る事であろう——と言う理論で申披きをしておる。

この文章の裏には、海を隔てた所へ逃避せしめられたのは、後白河上皇の影の手が動いたのではないか、と言わんとする心持が、含まれておる。平家追討さえ果せば、武士在洛の要はなく、武士さえ居らなければ、狼藉の心配は無いのである、と言う変な三段論法で以って、申訳をした様に見せて、その実は上皇に対して「御手許拝見」と言わん計りの皮肉である。

それに次いで、近国を糺定せしむべく使者二名（久経と国平）を上洛せしめたが、これは院宣を堅守し、院の御使に相副うて歩き廻るだけで、決して、出しやばる様な事は致しませぬ、頼朝の威に甘える武士が居って濫妨する輩あらば、それを厳止せしめるだけの役目ですと、明言しておる恐ろしい一文である。

一〇

正月六日の範頼に与えた書状は、如何にも愛する愚弟に、懇々として言い聴かせる手紙で、しかも仮名文を用いて、文面や文中に、相手の肩を叩いて言っておる、と言ったような風情を、見せておるのに反して、三月四日経房に申告した書状は、言葉遣いは優さしいが、恐ろしく迫るものがある。声を出して読むと、よく判る。頼朝政治の冷たさを、犇々と感取さすものがある。

頼朝の冷酷さを、私は好まないが、政治家として、武士の棟梁として、この勇ましさは当然ではないかと思う。賛成はせぬが賛仰はする。

義経には、若さのためでもあろうし、総本家であり家元であるという責任感もなかったからでもあろうか、頼朝に比すれば肩を並べることは愚か、腰にも及ぶまい未熟さがある。

平家追討の宣旨を得て兄頼朝の代官第一として西上、鶴越の奇襲で、未曾有の合戦を展開し、重衡以下数多き捕虜を伴うて入京、嚇々たる武勲を洛中洛外に見せたので、急に明星になった。

そうした場合に最も賢明なのは社寺の去就である。神官僧徒は時勢を見るには、なかなか敏である。義経の凱歌を聞くと、直ちにそれに旋律を合して鼓笛を奏したのは、彼等であった。いま義経文書の原本は残っていないが、東大寺、春日神社を初めとして、近畿の社寺に可なり義経書状の案文が保存されておる。

軍事以外の方面、例えば所領の問題にも、可なり関与し、容喙するとまでは行かないが、介入しておるものがある。頼朝から附与された権限を超えたのではないかと、心配しなければならぬ。身分を忘れ、出すぎたのではないかと、気になるほどである。

九郎御曹司の名声が高まることは、義経としては不快でなかったろうが、深淵が傍らにある事を、失念したのではないか。

それに足を懸けるような政策が、後白河院の院庁から出て、蜘蛛手のように義経に絡らみついた。壇浦合戦で千古未曾有の戦功を樹てた義経は、得意満面、兄頼朝から殊勲第一の烙印を押してもらった積りで、東下したところ、全く夢想だにもせぬ（事によると、義経の耳には早くに聞えておったかも知れないが）鎌倉への入府を許さぬ禁令が届いた。腰越峠を越してはならない、というのである。

義経がそのとき、自分の苦衷を述べて、面晤を哀願し、その取成しを大江広元に頼んだのが、有名な腰越状である。腰越状の文句は名文句であるので、江戸時代の習字の手本として用いられたから、江戸時代の人々には馴染まれておったが、明治以後の人々には、それほど重要視されないもので、通読した人も少ないであろう。この際、一読するも満更、徒労でもあるまい。

声を揚げて一読して見よう。

左衛門少尉源義経、乍恐申上候意趣者、被撰御代官其一、為勅宣之御使、傾朝敵、顯累代弓箭之芸、雪会稽耻辱、可被抽賞之処、思外、依虎口讒言、被黙止莫太之勲功、義経無犯而蒙咎、有功雖無誤、蒙御勘氣之間、空沈紅涙、情案事意、良藥苦口、忠言逆耳、先言也、因茲、不被糺讒者実否、不被入鎌倉中之間、不能述素意、徒送数日、当于此時、永不奉拜恩顔、骨肉同胞之儀、既似空、宿運之極処歟、将又、感先世之業因歟、悲哉。此条、故亡父尊靈不再誕給者、誰人申披愚意之悲歎、何輩垂哀憐哉、事新申状、雖似述懐、義経受身髮膚於父母、不經幾時節、故頭殿御他界之間、成無実之子、被抱母之懷中、赴大和国宇多郡竜門牧之以来、一日片時、不住安堵之思、雖存無甲斐之命許、京都之經廻難治之間、令流行諸国、隱身於在々所々、為栖辺土遠国、被服仕土民百姓等、然而、幸慶忽純熟而、為平家一族追討、令上洛之手合、誅戮木曾義仲之後、為責傾平氏、或時峨々岩石策駿馬、不顧為敵亡命、或時漫々大海凌風波之難、不痛沈身於海底、懸骸於鯨鯢之腮、加之、為甲冑於枕、為弓箭於業、本意併奉休亡魂憤、欲逐年来宿望之外、無他事、刺義経補任五位尉之条、当家之面目、希代之重職、何事加之哉、雖然、今愁深歎切、自非仏神御助之外者、争達愁訴、因茲、以諸神諸社牛玉宝印之裏、不挿野心之旨、奉請驚日本国中大小神祇冥道、雖書進数通起請文、猶以無御宥免、我国神国也、神不可稟非礼、所憑非于他、偏仰貴殿廣大之御慈悲、伺便宜令達高聞、被廻秘計、被優無誤之旨、預芳免者、及積善之余慶於家門、永伝榮花於子孫、仍、開年来之愁眉、得一期之安寧、不書尽愚詞、併令省略候畢、欲被垂賢察、義経恐惶謹言

元曆二年五月 日 左衛門少尉源義経

進上 因幡前司殿

和文調に直して、次に収めておく。

左衛門少尉源義経、恐れ乍ら申上候意趣は、御代官其一に撰ばれ、勅宣の御使として、朝敵を傾け、累代弓箭の芸を顯し、会稽の耻辱を雪ぎ、抽賞せらるべきのところ、思いの外に、虎口の讒言に依り、莫太の勲功を黙止さる。義経、犯なくして咎を蒙る。功ありて誤なしと雖も御勘氣を蒙るの間、空しく紅涙に沈む、情かに事の意を案ずるに、良薬は口に苦く、忠言は耳に逆ろう。先言なり。茲に因り、讒者の実否を糺されず、鎌倉中に入れられざるの間、素意を述べ能はず、徒らに数日を送る。此時に当りて永く恩顔を拝し奉らず、骨肉同胞の儀、既に空

しきに似たり。宿運の極まるどころか。將た又、先世の業因に感ずるか。悲しい哉、此の条、故亡父の尊靈、再誕し給わざれば、誰人か愚意の悲歎を申披かん、何輩か哀憐を垂れんか。事新しき申状、述懐に似たりと雖も、義経、身髪膚を父母に受け、幾時節を経ずして、故頭殿御他界の間、実（ママ、父カ）なきの子となり、母の懷中に抱かれ、大和国宇多郡竜門牧に赴きて以来、一日片時、安堵の思に任せず、効なき命ばかりは存すると雖も、京都の経廻、難治の間、諸国を流行せしめ、身を在所に隠し、辺土遠國に栖まんが為には、土民百姓等に服仕せらる。然り而して、幸愛忽ちに純熟して、平家一族追討のために上洛せしめ、手合せす、木曾義仲を誅戮したる後、平氏を責め傾けんがために、或時は峨々たる巖石に駿馬を策し、敵のために命を亡くするを顧みず、或時は漫々たる大海に風波の難を凌ぎ、身を海底に沈めて骸を鯨鯢の腮に懸くるを痛まず、加之、甲冑を枕となし、弓箭を業となす、本意は併し亡魂の憤を休め奉り、年来の宿望を遂げんと欲するの外、他事なし。剩え義経、五位尉に補任せらるるの条、当家の面目、希代の重職、何事か之に加かん哉。然りと雖も、今は愁い深く、歎き切なり、仏神の御助け非るよりの外は、争か愁訴を達せん。茲に因り、諸神諸社の牛玉宝印の裏を以って、野心を挿まざるの旨、日本国中大小神祇冥道を請驚し奉りて数通の起請文を書き進むと雖も、猶以て御宥免なし。我国は神国なり、神は非礼を稟くべからず、憑む所は他に非ず、偏へに貴殿広大の御慈悲を仰ぐ。便宜を伺って高聞に達せしめ、秘計を廻らされ、誤なきの旨を優せられ、芳免に預らば、積善の余慶は家門に及び、永く栄花を子孫に伝えむ。仍て年来の秋眉を開き、一期の安寧を得む。愚詞、書き尽せず、併しながら省略せしめ候畢ぬ。賢察を垂れられんと欲す。義経恐懼謹言。

一一

義経の女々しさ。謝罪するでもなく、挑むでもない。誇るかと思えば涙を流し、もし大江広元にして義経の意を達せしめるならば、大江家に積善の余慶あらん、と恩に着せるような用語が、相手を悦ばすと考えたのならば、義経は甘い。甘い。

義経は頼朝の御代官其一（第一の意）であった。代官であった。それは代表者でもない。代理者でもない。どこまでも出先職にすぎない。それを忘れて、対等の身分であるかのこの書状が、頼朝を動かせるわけではない。

乞う。もう一度、声を出して読んで見てほしい。仮りに私がこの書状を貰うて、私に同情の念が湧きますか、と言いたい。

義経の今後については言うべき事が多々あるにしても、本篇が余りに長くなったので、この冗漫の筆を収めるために、敢て言及せずして、結語だけを書き綴っておく。

一三

足利尊氏は、すべてを頼朝に習はんとした。北畠親房に、「頼朝卿の心を心とせんとした」と言われておる。頼朝に習うという事は、倣うという事であり、真似をしようとしたことであるが、それでも、ある点までは成功した。

徳川家康が吾妻鏡の研究に没頭した事は周知のところであり、実績もある。併し家康は、頼朝に習はんとしたのでもなく、頼朝に範を採ろうとしたのである。頼朝に学ぼうとしたのである。学ぶという事は、真似るのではなくして、先輩の足跡より一歩か二歩かを進もうとする事である。範を採るということは、同時に範を捨てる事も出来る意である。

家康も、ここに収録した三通の書状は、熟読したことであろう。幾度も幾回も反読したことであろう。声を出して読んだか、黙読したか、は知るに術なしであるにせよ、声を揚げて読んだ事があつたかも知れないと想到し、想像すると、家康の頬に浮ぶ微笑までが視えるではないか。家康は頼朝の肉声を、この書状から聞いた事であろう。家康が頼朝を研究したという事は、こうした頼朝の手紙を、その心底を汲み取って、わが心の底に蓄えたことであろう。

歴史するものは、かくして、頼朝とも、家康とも、物語れたのであつた。歴史するものの三昧境である。

何れにしても足利尊氏徳川家康のような一流の武将にして政治家であつた人々が、頼朝研究から生れたとすれば、頼朝の持った政治学というものゝの甚大さを、追慕してもよいのではないか。日本政治学の一高峰たる源頼朝を、当今の政治学者は研究しておるであろうか。天下の政治家と自認しておる人々は、果して頼朝の一語にでも、耳を籍したのであるろうか。

この一文―源頼朝論の狙いは、頼朝政治学の提唱である。